

関屋俊彦解題『勧進能并狂言尽番組』

天野文雄

ここ十五年ほどのあいだに、能楽（能と狂言）の研究者にとつては関西大学図書館はいさか気になる存在になつてゐる。それまではこれという能楽文献を收藏していなかつた（と思われる）同館が、あれよあれよといふ間に、近世のものを中心とする一群の貴重な能楽関係文献を蔵する図書館となつたからである。能楽文献の収集を推進してきたのが狂言研究の関屋俊彦氏（文学部教授）だつたこともあって、収書は狂言関係の文献が多いのが特色のひとつになつてゐるが、能関係の貴重資料もまた少なくない。そのなかでは、十五世觀世大夫元章宛の書状（十九通）などは近世能楽史研究にとりわけ有用な資料であろうが、ここに関西大学図書館影印叢書の第三巻として関屋俊彦氏の解題を付して関西大学出版部から刊行された『勧進能并狂言尽番組』もまた、それにまさるともおどらぬ有用な能楽史資料である。

【勧進能并狂言尽番組】四冊（本来五冊で一冊欠）は近世大坂において催された幕府公認の能や狂言の勧進興行の詳細な演目の記録（番組）である。同種の番組が法政大学能楽研究所（鴻山文庫）や大鼓大蔵家に蔵されているが、それらと大坂町奉行所から発せられた「触」や「口達」などを総合すると、近世の大坂においては、延宝（一六七三）ころから幕末までの、およそ二百年の間に幕府の認可を受けた勧進能や勧進狂言が七十回あまり催されていたことが知られる。もっとも、この場合の「勧進」は本来の（中世的な）「神仏への縁縁の勧め」という意味の「寄付行為」ではなく、營利を目的とした純粹な興行に変質した近世の「勧進」能であるが、この大坂における勧進能は江戸や京都などにおける勧進能とはちがつて、主催者たる役者が幕府お抱えのシテ方以外のワキ方や狂言方や囃子方の役者を主体としている点に大きな特色がある。言うまでもなく、勧進能の

主催者は室町時代以来シテ役者（大夫）である。近世大坂の勧進能がかかる特異な性格を持つにいたった理由はよくわからないが、これについては、お抱え役者にたいする幕府の特権付与政策と、近世大坂の経済力（入れば他所の勧進能と同じく大坂三郷への割り当てだった）などがからみあつた結果かと筆者は考えている。

本書は近世能楽史や勧進能の歴史においてこのような位置にある大坂の勧進能の番組の集成で、五十点の番組が収載されている。本書は進展著しい近年の近世の能楽史研究の反映でもあるが、同時にこれによって近世能楽史研究がいつそう加速されることも疑いがあるまい。たとえば、本書にはおびただしい数の役者がみえる（主催者以外はほとんどが上方の役者と思われる）が、ここにはワキ・囃子・狂言などの役者はもちろんだが、主催者がシテ役者ではない場合に（これが庄倒的に多いのが大坂の勧進能の特徴）シテを勤めている役者にも素性不明の役者が少なくない。近世の上方にどのような役者がいたかについては、貞享三年刊『間仕舞附』、貞享四年刊『能之訓蒙図彙』、元禄十年刊『能之図式』、享保頃編纂『京都御役所向大概覚書』、宝暦十年刊『改正能訓蒙図彙』、文化三年刊『乱舞人物録』などの役者付、『禁裏仙洞御能之記』（宮内庁書陵部蔵）、『近世後期京都等能番組』（西本願寺蔵）、小林英一氏「江戸中期の宗祖遠忌能—西本願寺文書『近世京都等能番組集』」など記しておくる。そもそも、こうしたことに気づかれることが、

——「本願寺史料研究所報」17に紹介がある)、「沼名前神社神事能番組」(同)

社蔵。小林健二氏『沼名前神社神事能の研究』に翻刻がある)、「近世後期前川家旧蔵番組」(仮称。伊藤正義氏蔵)などの番組資料があるが、本書の刊行はこうした資料を総合しての役者研究をいつそう進展させることになるだろう。なお、その場合、本書に曲名や役者名の索引がないのが、いさざか不便を感じさせよう。本書にみえる役者は姓抜きの名前だけの場合も多く、まだ手探り状態にある近世上方の役者研究の現状に鑑みると、索引作成は相当の難事業であろうが、上掲の『沼名前神社神事能の研究』などで所見の役者についての考証がなされている例に接すると、この点についてはやはりなんらかの処置が必要であり、可能でもあつたと思う。また注文ついでに、本書の処置についてもうひとつ注文をつけさせてもらうと、他の番組について本書に欠けている番組（十三点ある）をぜひ補遺として本書に加えてほしかったことである。それによって、本書にしかみえない番組六点をも含めた、幕府公認による三役（ワキ・狂言・囃子）主体という、まことに特異な近世大坂の勧進能の現時点における全容が一書にまとめられることになつたからである。

本書刊行の意義にほかなるまい。

第一に、閔屋氏の解説によると、元文四年（一七三九）の高津新地での大蔵六之丞（金春座小鼓）主催の勧進能につき、大蔵大蔵家の番組には古春左衛門（大坂住の宝生流役者）が「能名代」（能名代）とされ、寛保三年（一七四三）の高津新地での西村清右衛門（伝不明）主催の勧進能につき、やはり大鼓大蔵家の番組には玉置宇兵衛（物着せ）が「能名代」とされている。「能名代」というのは、歌舞伎の名代などを考へあわせると、勧進能などの興行権の所持者を意味するものようで、これについては拙稿『名代』と『能名代』——近世大坂の能の一面——（演劇研究会会報¹⁸）でいささか検討を加えたことがある。ここに所見の古春左衛門と玉置宇兵衛も拙稿で「能名代」として言及した役者だが、ここにまた新しく「能名代」についての資料が加わったわけである。

なお、上掲の拙稿以降に貞享三年刊『間仕舞附』付載の京都役者付の日吉権太夫（シテ役者）に「京勧進能名代也」の注記があることを知りえた。この事例によつて、京都にも「名代」なる職能があつたことが判明する（従つて前掲の拙稿で「能名代」「名代」は大坂に特有のものとしているのは訂正を要する）が、「能名代（名代）」をはじめとする近世上の方の勧進能の興行上の仕組みについては、その多くが未解明であり、さらにこの種の資料の出現が待たれるところである。

第二は、珍しい《翁》の演出についての知見がえられることがある。本書の宝暦十年（一七六〇）の下寺町における春日又三郎（観世座笛）主催の勧進能番組をみると、その末尾に、

取頭曲 本管 春日又三郎	同 長命 幸七
頭取曲 本管 春日又三郎	連管 長命嘉兵衛

右、二日目二加有^レ之處、相手方六ヶ敷故、相止。六日目、脇能前二而勤。笛三番三斗也。三番叟ハ并村藤次郎相勤。

という注記がある。これだけだと、いささか解釈に苦しみが、鴻山文庫蔵の同じ時の番組をみると、その二日目の《翁》の項には「頭取曲」が春日又三郎・長命嘉兵衛・同幸七によつて演じられたことが記され、さらにその末尾にも次のような注記がみえる。

二日目	頭取曲	本管	春日又三郎	連管	長命嘉兵衛

本管、持雪之狩衣着祓也。連管ハ素袍烏帽子也。

筆者は寡聞にして、「頭取曲」「取頭曲」という《翁》の演出についてはこれ以外に知るところはないが、これらの記事を総合すると、これは《翁》の笛を小鼓のように三人で担当する演式のようである。その「頭取曲」が二日目の《翁》のおりに予定されていたのが、相手方（小鼓のことか）のさしあいによって六日目に変更された。六日

目にはもともと《翁》は予定されていなかつたが、三番叟だけの略式で「頭取曲」が演じられたといふのであらう。その「頭取曲」の本管（これが頭取である）は春日又三郎が狩衣で勤めているが、これによつて「頭取曲」が笛役者にとつての晴れの演式であることをうかがえる。「頭取曲」については、それがいつの時代からの演出なのか、またその演奏の実際はいかなるものだつたのか等は不明であるが、本書は《翁》についてのこうした珍しい演式をいまに伝えてくれるのである。

このほか、多くの勧進能が諸流の共演の形であることなど、本書からは座や流儀の活動の実態にかかる問題などもあらためて考えさせられるのであるが、本書がそのように近世能楽史研究には有益な資料であることを再言して、燕団な稿を閉じることにする。（平成七年三月刊 影印五四二頁 解題二九頁 一一一、〇〇〇円 関西大学出版部）

（あまの ふみお／大阪大学文学部教授）